

4. 総合課税と分離課税

<総合課税> 各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算して確定申告によりその税金を納める事で所得税法の原則

<分離課税> 一定の所得については、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算し、確定申告によりその税額を納めることとなります。分離課税制度となっている例としては、山林所得、退職所得（法）土地建物等の譲渡による譲渡所得、株式等の譲渡所得等及び一定の先物取引による雑所得等（租特）があります。また、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、分離課税を選択することができます。

ちなみに、利子所得は源泉分離課税、他の分離課税は申告によるので申告分離課税と呼ばれます

試験では税率を書くケースもあります。特に分離課税の税率はしっかり押さえておきましょう

5. 超過累進税率

単なる累進税率とは違います

※5%から 40%の 6 段階（平成 27 年分以降は 5%から 45%の 7 段階）に区分されています。

課税される所得金額	税率	控除額
195 万以下	5%	0
195 万超え 330 万以下	10%	97,500
330 万超え 695 万以下	20%	427,500
695 万超え 900 万以下	23%	636,000
900 万超え 1,800 万以下	33%	1,536,000
1,800 万超え 4,000 万以下	40%	2,796,000
4,000 万超え	45%	4,796,000

例えば 1,500,000 円の所得 $1,500,000 \times 5\% = 75,000$ 円

3,000,000 円の所得 $1,950,000 \times 5\% = 97,500$ 円

$1,050,000 \times 10\% = 105,000$ 円 合計 202,500

※速算表 $3,000,000 \times 10\% - 97,500 = 202,500$

6. 申告納税制度

給与所得（源泉徴収制度による。年末調整で確定）

利子所得（源泉徴収制度で確定）

他の所得は申告納税（2/16～3/15）